令和 5年度 12月補正予算 第7号(案)の 概要

今回の補正予算は…

- ① 物価高騰 対策事業
- ② 将来を見据えた重点施策
- ③ その他主要施策

区分	金額(千円)			増減率
	令和5年度	令和4年度	増 減	(%)
当 初 予 算 額	29,340,000	27,777,000	1,563,000	5.6
補正前予算総額	31,499,201	29,667,969	1,831,232	6.2
12月補正予算額	425,159	113,367	311,792	275.0
補正後予算総額	31,924,360	29,781,336	2,143,024	7.2

予算規模 4_億2,515_万9_{千円}

産業振興部 商工政策課

予算額 2億1,157.5万円

市民生活応援うずとく商品券配布事業

■事業概要

コロナ禍を経て歴史的な物価高騰に見舞われる中、市民生活にも多大な影響が及んでいます。

そこで、物価高騰下における家計を支援するとともに、地域経済への波及効果を目的として、市内の加盟店舗で

利用できる「うずとく商品券」を1世帯あたり1万円分配布します。

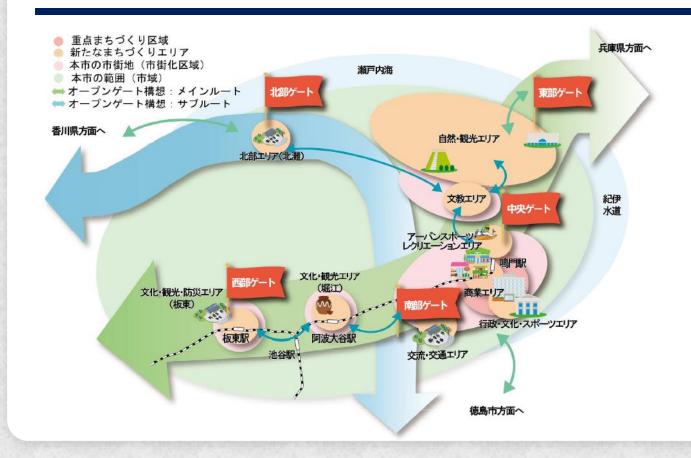
(1000円×10枚)

◆対象

令和5年12月1日時点の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、 所得税・住民税の減税対象となる世帯



鳴門市の今後のまちづくりについて ~行政・文化・スポーツエリアの整備~



■事業概要

本市では、人口減少・少子高齢化の進行、災害の増加といった、近年の社会の変化に対応したまちづくりを進めるため、令和5年3月に「鳴門市都市計画マスタープラン」を見直しました。

その中で、「重点まちづくり区域」を定め、市役所周辺を「行政・文化・スポーツエリア」として位置づけ、「市の顔としての拠点性を高める」という整備方針のもと、今後の取り組みを進めてまいります。

鳴門市の今後のまちづくりについて ~行政・文化・スポーツエリアの整備~

No.1 市役所 新庁舎

令和6年5月開庁予定



No.3 文化会館

令和9年度開館予定



R6

R7

*R*8

R9

R10

整備方針 ~市の顔としての拠点性を高める~

- (1)行政・文化機能の更新と利便性向上
- (2)ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進
- (3)各公園の特性を活かした拠点性の向上
- (4)魅力ある親水空間の創出と維持管理
- (5)災害時における防災指令拠点の拠点性向上
- (6)復旧・復興段階における拠点の活用

No.2 市役所周辺施設

令和7年度~令和8年度整備完了

- *うずしお会館
- *市役所分庁舎
- *健康福祉交流センター

No.4 市役所周辺エリア

→ 今後検討

12月補正予算 設計費計上 予算額4,310万円

企画総務部 総務課

予算額 710万円

うずしお会館改修事業

■事業概要

新庁舎開庁による庁舎機能移転に伴い、うずしお会館の 用途変更及び長寿命化等に係る改修設計を行います。

- ○社会福祉協議会の移転に伴う 執務室・相談室等の設置
- 〇利用者の利便性向上に係る トイレ洋式化・バリアフリー化 照明設備LED化
- 〇防災力強化のためキュービクル (高圧受電設備)更新



健康福祉部 社会福祉課

予算額 500万円

鳴門市分庁舎改修事業

■事業概要

新庁舎開庁による庁舎機能移転に伴い、分庁舎に 身体障害者会館の機能移転・多目的スペースの設置等に 向けた改修設計を行います。

○年齢や障がいの有無 に関わらず、誰もが 気軽に利用できるよ う、ユニバーサルデ ザインを踏まえた施 設として整備



健康福祉部 子どもいきいき課

予算額 3,100万円

健康福祉交流センター改修事業

■事業概要

健康福祉交流センターにおいて、こども家庭センター設置や就学前の 子育て世帯の居場所づくりのための改修設計を行います。



施設名	利活用方法
健康福祉交流センター	 ●妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に相談できる機関の整備や居場所づくり 1階:乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊び、相談できる居場所の整備 2階:「こども家庭センター」機能の設置・貸館機能の継続 3階:貸館機能の継続



市民生活部 市民協働推進課

予算額 2,240万円

旧黒崎幼稚園改修事業

■事業概要

旧黒崎幼稚園を黒崎地区自治振興会の拠点及び 地域住民の活動場所となるように施設の一部改修を 行います。

改修工事費: 2,100万円 工事監理費: 140万円

【主な工事内容】

- ・調理施設の整備
- ・トイレ改修
- ・駐車場の整備、遊具等撤去



議会事務局

予算額 271.4万円

鳴門市議会ペーパーレス化推進事業

■事業概要

会議の円滑化・充実化や事務の効率化、環境負荷の 軽減等を図るため、議会における会議のペーパーレス化 を実施します。

◆対象

市議会議員及び市職員

◆実施時期 令和6年第2回定例会 より運用予定



R5.1.20 ペーパーレス会議体験会の様子